

## 1 「港区安全の日」の取り組みについて

シティハイツ竹芝のエレベーター事故から14年経過し、事故を知らない区民や職員も増えています。港区はエレベーター事故を風化させないために平成30年3月に「港区安全の日」を制定しました。制定後はご遺族と支援者が毎年6月3日開催している集会を共催で実施してきました。

昨年はコロナ禍で集会が開けず、遺品の展示と献花だけでした。

区議会も、事故を知らない議員が増えているため、ご遺族を講師に勉強会を計画しましたが、コロナ禍で中止せざるを得ませんでした。

ご遺族は2度とあのような事故を起こさせないために事故を風化させないこと、日頃誰もが普通に使うエレベーターの安全のために全てのエレベーターに戸開走行装置を設置させる運動などに取り組んできました。

区は今年度、エレベーター事故を真摯に受け止め二度と同じ事故が起きないように取り組む決意を示すために、その象徴として区役所本庁舎前に「安全の碑」を設置する計画を、12月15日の「エレベーター等安全対策特別委員会」に報告し、年度内に設置する予定でしたが、委員会質疑で一部異論が出され、今年度の設置を見送るという残念な結果になりました。ご遺族にとっては設置に向けて、区と一緒に検討を重ねてきた中での延期は本当に残念なことだろうと推察します。

①「安全の碑」は、遅くとも2021年6月3日の命日までには設置すること。

**【区長答弁】** 区は、シティハイツ竹芝エレベーター事故の風化防止と区の安全に対する姿勢を内外に示す象徴として石碑を設置することについて、ご遺族と相談しながら準備を進めてまいりました。

石碑の設置に当たっては、あわせて、その趣旨を広く区民の皆さんにご理解いただくことが大切です。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中ではなく、この状況が落ち着いた段階で取り組むべきと判断し、令和2年度内の設置を見送ることといたしました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めながら、設置時期を検討してまいります。

②2021 年度(令和3年度)については、ご遺族や支援者の方たちともよく相談し、感染拡大のために集会が開けない場合は、オンライン集会など、何等かの形の開催を検討すること。

【区長答弁】今年度の集会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ご遺族が主催する献花式のみの開催となりました。

来年度の集会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、感染防止対策を徹底し、参加される方の安全・安心を十分に確保した上で、開催してまいります。

集会の内容については、安全な社会づくりを目指すとする集会の趣旨が区民に伝わるよう、ご遺族のご意見を伺いながら、ご指摘の手法も含め、様々な情報発信の方法について検討してまいります。

## 2 高齢者介護施設、障害者施設等のPCR検査について

私たちは早い段階から高齢者介護施設、障害者施設等の職員や入所者などへのPCR検査の実施を求めてきました。

区も重症化リスクの高い高齢者や障害のある方の入所施設等への職員、利用者を対象に実施することを決め、12月21日から申請を始めました。

対象施設数は312施設、10,500人を見込んでいます。実施にあたり、PCR検査に係る手引きを作成し検査を支援していますが、2月4日時点で、実施済み、申請中の事業者合わせて18施設。実際に検査が済んだ方は169人と非常に少ないです。

申請期限は2月26日です。関係者によると、仮に陽性者が出たら代わり的人がいなくて受けられないという声があります。申請書にも陽性者が発生した場合を想定し、連絡体制、職員配置や人員確保、陽性者や濃厚接触者の一時的な隔離場所、介護や搬送方法等々、7項目について対策を提出しなければなりません。こうしたことが課題になってはいないでしょうか。

高齢者施設などでも複数の施設で陽性者が出ています。これ以上の感染者を出さないことが命を守ることとなります。感染を未然に防ぐためにも検査は重要です。

検査が進まない理由は何か、区に何が求められているか、関係者から意見をよく聞いて、PCR検査を早急に進めるべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】区は、重症化リスクの高い高齢者等が利用する施設において、施設利用者や職員に対して実施するPCR検査を支援しております。

感染者発生時の対応については、区から助言もしておりますが、業務継続に必要な人員確保が難しく、施設がPCR検査の実施を躊躇しているものと考えております。

感染者が発生した際、施設は法人内で人員の調整をしますが、調整が困難な場合には、区が、施設側の意見も聞きながら、区内の法人間での調整や東京都に対して職員派遣調整を依頼するなど、複層的な支援を行うこととして、高齢者施設などのPCR検査の実施を促してまいります。

### 3 75歳以上の医療費窓口2割負担に反対することについて

コロナ禍の下、受診控えが問題視されている中、管内閣は75歳以上の方の窓口負担を1割から2割に引き上げることが閣議決定しました。2割負担になる対象者は単身者では年収200万円以上、夫婦の場合は320万円以上の370万人が影響を受けることとなります。港区の高齢者で影響を受ける方は約4,000人(17.7%)です。

多くの国民が感染の不安を抱えている中で医療費の負担増を押しつけるべきではありません。

区民の命を守る立場の区長として、国に対し負担増の中止を申し入れるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】区も構成団体であります東京都後期高齢者医療広域連合は、昨年11月に、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、高齢者の生活実態を踏まえ十分な議論を重ねることに加え、やむを得ず負担を引き上げる場合には激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮することを国に申し入れました。その結果、外来受診における負担増を一定期間抑制するなどの配慮措置が講じられることになりました。

区は、コロナ禍において所得が減少した被保険者に対して、保険料の減免等を実施するなど、引き続き適切な制度運用に努めてまいります。

### 4 補聴器購入助成など、高齢者の聴こえの支援強化について

65歳以上の45%が難聴者といわれ、うつ病や認知症のリスクを高める一方で、補聴器の使用で予防や抑制が可能であることが証明されています。

世界保健機構(WHO)も早期の装着を推奨しています。(41デシベル以上に補

聴器を推奨)

補聴器の利用は14.4%と欧米諸国に比べても低く、その原因は、高価なのに保険の適用がないこと、その人にあった調整がされず、使われていないことがあげられます。

日本共産党都議団の提案に、知事も高齢者の聞こえの支援を推進することを表明し、「高齢社会対策区市町村包括補助事業」で補助金を支給しています。補聴器は装着してすぐに聞こえるようになるのではなく、専門家による調整が必要です。

23区で補聴器購入費助成(現物支給含む)をしている自治体は、千代田、中央、新宿区など11区になりました。

(墨田、江東、大田、豊島、葛飾、江戸川、足立、文京)

昨年7月からスタートした足立区では、国家資格の言語聴覚士による「聞こえのセミナー」を週4回無料で開催。

江東区は認定技能者による補聴器の調節を無料で行なっています。

港区でも、高齢難聴者への補聴器購入費助成(現物支給を含め選択制)と、認定技能者等による補聴器の調節を支援する事業を実施すべきです。

答弁を求めます。

**【区長答弁】**現在、国では、厚生労働省が中心となって、難聴高齢者の適切な補聴器利用を社会参加につなげる研究を行っており、港区からは担当課長が検討委員として参画しております。

本年3月には、これまでの研究がまとまる予定です。区は、研究結果も踏まえ、補聴器の購入費助成について検討してまいります。

また、補聴器の調節支援につきましても、港区医師会や認定補聴器技能者等の助言もいただきながら、調査・研究してまいります。

## 5 ひとり暮らし高齢者対策について

区のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯は25,165世帯です。高齢化が進む中で、こうした方々の安心・安全をどう守るか区にとっても大きな課題です。

入院や施設入所に関すること、在宅介護、身近に頼る方がいない、健康への不安など多くの問題を抱えている方が多いです。

「数日分の新聞がたまっている。」「電話しても連絡が取れない。」「2~3日顔を見ていない。」「夜電気がつかないけど入院でもしているのだろうか」等々心配になることがあります。なんでもないことも多いのですが、中には緊急を要することもありま

す。

ひとり暮らし高齢者が自宅で死亡した件数は区の把握では2018年26件、2019年17件、2020年は11月末時点で19件と深刻です。

介護保険や区の高齢者サービスを利用していない方をふれあい相談員が訪問し、相談やサービス利用の支援を行っています。中には、誰にも迷惑をかけたくないと頑張っている高齢者、困っていても自ら相談しない高齢者も多くその方たちの安全をどう守るかが問われています。

①コロナ禍で自粛が呼びかけられており、感染の不安で外出の機会が減った高齢者が多く見られます。身近にあるいきいきプラザ、包括支援センター、ふれあい相談員が協力し65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を訪問し実態を調査し、個々の支援策を強化すること。

**【区長答弁】**区では、介護保険や高齢者サービスを受けていない約5,500世帯のひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、ふれあい相談員が電話や訪問を行っております。生活上の不安や困りごとなどの相談には、高齢者相談センターや民生委員・児童委員等と連携しながら、きめ細かく対応しております。

また、コロナ禍において、いきいきプラザの利用を控えている高齢者の方に対しては、施設側から電話で生活状況等を確認し、必要な支援につなげる取組も行ってまいります。

引き続き、高齢者一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援に努めてまいります。

②救急通報システムは固定電話の回線を利用して設置されていますが携帯電話しかない高齢者も増えてきました。固定電話のない高齢者も救急通報システムが利用できるよう改善すること。

**【区長答弁】**区では、自宅に電話回線を持たない高齢者でも、無線通信が可能な機器を設置することで、救急通報システムを利用できるよう、本年4月から新たなサービスを開始いたします。

現在、サービス開始に向け、区民への周知や機器設置手順の確認などの準備を進めております。

③直接職員が電話をかけ高齢者の安否確認や日頃の困り事を聞き、必要なサービスに

つなげる訪問電話の役割は大きいです。ここ数年の登録者数は100名前後で推移しています。改めて区民への周知を行うこと。職員体制も強化し利用者数を増やすこと。

**【区長答弁】**訪問電話は、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活を送るための重要な見守りサービスです。

広報紙や区ホームページ、窓口でのパンフレットの配布などで周知しておりますが、より多くの区民に利用していただくために、高齢者相談センター職員やふれあい相談員による周知も更に積極的に行ってまいります。

訪問電話に従事する職員体制の強化につきましては、利用者数の推移を踏まえ、適切に対応してまいります。

## 6 生活保護の扶養照会をやめることについて

コロナの感染拡大の影響で生活困窮者が増えています。完全失業率、自殺者数ともに11年ぶりに上昇しています。

港区の2020年4月から12月までの生活保護申請者は194人です。うちコロナの影響が原因の申請者は24人です。

厚生労働省も昨年4月から4回にわたり通達を出しており、今年1月7日には、「緊急事態措置を実施すべき区域となった地方自治体に対し、特段の配慮と面接時の適切な対応については特に重要と指摘したうえで、相談者が申請をためらうことのないような対応をお願いします」という通知を出しています。

生活保護については国会でも議論になり菅首相は、セーフティネットとして「最終的には生活保護がある」と述べています。

日本共産党の小池晃参議院議員の「生活保護を利用すべき人が申請をためらう原因になっている扶養照会はやめるように」との質問に、厚生労働大臣は「扶養照会は義務ではない」と初めて明言しました。

扶養照会は法律事項ではなく実施要綱という一通知の下に行われています。

港区が2019年度の新規の生活保護利用者234名に対し行った扶養照会は360件、再照会が61件と合わせて421件です。金銭的な支援が可能と回答した方はゼロ件です。

コロナの影響で仕事がなく生活保護を申請される方は、本来なら普通に仕事をし、生活していた方たちです。こうした方が、生活に困窮していることを家族に知られたくないということで申請をあきらめることがあってはなりません。

生活困窮者が申請をためらうことがないよう、法的義務ではない扶養照会はやめる

べきです。答弁を求めます。

【区長答弁】区は、「扶養義務者による扶養は保護に優先して行われる」とする厚生事務次官通知に基づき、生活保護申請を受けた場合に扶養照会を行っております。

引き続き、扶養照会する親族の範囲などに関する国の動きを注視しながら、生活保護を申請する区民の立場に立った丁寧な対応を行ってまいります。

## 7 特定公共賃貸住宅、区立住宅、借上住宅の家賃減額について

コロナ感染症の拡大で、区民生活は深刻な事態に置かれています。

区営住宅の住民がコロナの影響で、廃業や休職、休業等で所得が減った場合、所得の再認定によって、使用料の減額を行っています。

ところが、特公賃住宅、区立住宅は年度の途中での減額は行っていません。借上住宅は減額制度がありません。

区営住宅と同様、廃業や休職、休業等で所得が減った場合、減額を受けていない世帯に対しても再認定の対象にし、使用料の減額を行うこと。

【区長答弁】特定公共賃貸住宅及び区立住宅における使用料の減額は、税情報などを用いるために、原則として年に1度の受付となっております。借上住宅については、区が家賃の一部を負担しているために、減額する制度はございません。

使用料の支払いにつきましては、支払猶予や住居確保給付金制度に関するお知らせを全ての入居世帯の方に配布して、積極的な周知に努めているところです。また、急な収入の減少に伴い支払いが困難になった方からのご相談には、ご事情に応じて、これらの制度を丁寧にご案内し、既にご利用いただいているところです。

引き続き、きめ細かな対応に努めてまいります。

## 8 コロナの感染拡大で苦境に落ち込んでいる中・小商店・企業への支援の強化について

コロナ感染症対策「特別融資あっせん」（以下、「特別融資」と言う。）は、2月15日まで、6756件の申し込みがあり、融資実行が4892件です。「特別融資」の受付は3月31日で終了の予定です。

コロナの感染拡大の収束が見通せない中、さらに深刻な事態が予測されます。

①「特別融資」を延長すべきです。

【区長答弁】昨年12月に実施した区内中小企業の景況調査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、特に飲食店や宿泊業で依然として資金繰りが厳しい状況が分かりました。

特別融資あっせんは、こうした状況に対応できるよう、現在、期間を延長して令和3年3月31日まで実施しております。

今後も、国や東京都の動向を引き続き注視しながら、区内中小企業の皆さんが、安定した経営を継続していくために必要とされる支援に取り組んでまいります。

②区は、オーナーが家賃を減額した場合、減額分の2分の1を助成する事業を行いました。

テナントへの支援のために、オーナーに負担を強いる方式ではうまくいきません。私たちが提案したように、テナントへの直接助成こそ、必要です。コロナの感染拡大で苦しむテナントへの家賃助成事業を行うこと。

【区長答弁】区は、昨年6月にテナントオーナー向け賃料減額助成制度を開始し、その後、7月から国や東京都がテナント向けに家賃助成を実施いたしました。

現時点において、テナント向け家賃助成を区が実施する予定はありませんが、今後も、常設の相談窓口を通して、各種の助成制度や資金調達方法をご案内するなど、区ならではのきめ細かな支援に積極的に取り組んでまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

## 9 学校給食のパンの安全の確保、残留農薬検査の実施について

学校給食のパンのグリホサートの検査、国産小麦の利用についての私たちの質問に教育長は、「農林水産省及び厚生労働省の残留農薬基準に関する検査に合格し、輸入した小麦を使用しているから問題ない」との答弁です。

多くの国では、発がん性があることが明らかになった段階でグリホサートを排除していますが日本はアメリカからの圧力で、小麦は5ppm から30ppm と6倍に残留基準を大幅緩和しました。ですから検査に合格しているのです

民間の検査で、輸入小麦からつくったパンからはグリホサートが検出され、国産小麦のパンからは検出されていません。児童・生徒が食べるパンに発がん性が指摘されているグリホサートが含まれている危険があるのです。国の残留農薬基準内だから大丈夫という無責任な姿勢でいいのでしょうか。



①公益財団法人東京都学校給食会に対し、パンの製造には国産小麦を使うこと。パンの製造に使っている小麦とパンのグリホサートなど残留農薬の検査を要請すること。

【教育長答弁】学校給食で提供するパンは、国の残留農薬基準に関する全ての検査に合格した小麦を使用し、製造しております。

そのため、東京都学校給食会へ、全ての学校給食のパンを国産小麦のパンとすることや小麦、パンに対するグリホサートなどの残留農薬検査の実施を要請することは予定しておりませんが、国産小麦の自給率などを学ぶ、食育の一環として、国産小麦のパンを区立学校の給食で提供することについて、学校とともに検討してまいります。

②学校給食で使うパスタなど小麦を使った食材については、国産小麦を使ったものを利用すること。

【教育長答弁】国内で流通している輸入小麦は、国の残留農薬基準に合格しており、その小麦を加工し、製造されたパスタ等を学校給食で使用しております。

このため、学校給食で使用する小麦の加工製品の原料を全て国産小麦とすることは予定しておりませんが、今後も、残留農薬基準に係わる国の動向等を注視し、安全な食材を使用した給食を提供してまいります。

《再質問1》生活保護の扶養照会について

《質問要旨》

港区の生活保護のしおりに、扶養義務者の状況によっては福祉事務所から扶養できるかを確認する場合があると記載されており、生活保護の申請をためらわせる原因となっている。

また、国会で厚生労働大臣が「扶養照会は義務ではない。」という答弁をしている。生活に困窮した方が権利として、ためらわずに生活保護が申請することができるよう、港区の生活保護のしおりを見直し、扶養照会はやめるべきである。

《区長答弁要旨》

生活保護の制度の運用に当たっては、正しく理解いただくために丁寧な説明も必要だと考えている。

引き続き、扶養照会する親族の範囲などに関する国の動きを注視しながら、生活保護を申請する区民の立場に立った丁寧な対応を行っていく。

《再質問2》中小企業等への支援の強化について

(1) 特別融資あっせんの延長について

《質問要旨》

緊急事態宣言が解除されたとしても、すぐに客足が戻ることはない。先行きに不安を抱えている中小企業等のためにも、特別融資あっせんを延長してほしい。

《区長答弁要旨》

直近の商工相談についても、資金繰りについてのご相談などが寄せられている。また、金融機関に寄せられたご相談などの情報をいただいているが、そうした中でも資金需要というものが高いと考えている。既存の融資制度などもあるが、こうした状況も踏まえ、区は必要な支援、実施について、今後検討していく。

《再質問3》中小企業等への支援の強化について

(2) テナントへの家賃助成について

《質問要旨》

3,000件を見込んでいたが、970件しか実績がない。大家に頼めないなどの理由で利用できない人が多かった。再度テナントへの直接の家賃助成をしていただきたい。

《区長答弁要旨》

区では昨年の早い時期から、オーナーも家賃減額をすると、その分だけ減収になるという考えのもと、オーナーへの支援を通じてテナントへの波及効果を得るため、テナントオーナーの方向けの家賃助成を実施し、多くの利用をいただいた。

様々な状況の中、これからの他の支援も含め、区内中小企業が継続して経営していくことができるよう、区として必要な施策について今後とも積極的に検討していく。